

## 春秋会 2025年度 12月総会 プログラム

2025年12月25日（木）大阪弁護士会館 1001・1002会議室

【総会】18:00～

司会 副幹事長 河野 雄介

- 1 開会挨拶 幹事長 黒田 愛
- 2 大阪弁護士会理事者挨拶・会務報告 副会長 河野 豊
- 3 【決議事項】大阪弁護士会次年度会長・副会長候補者の推薦
  - (1) 選考委員会での審議結果 幹事長・選考委員長 黒田 愛
  - (2) 大阪弁護士会次年度会長候補者の推薦
    - ア 推薦の弁 福田 健次会員、平野 恵稔会員
    - イ 抱負 会長推薦候補者 中井 洋恵
    - ウ 質疑応答、意見交換
    - エ 決議
  - (3) 大阪弁護士会次年度副会長候補者の推薦
    - ア 推薦の弁 山下 潔会員、山口 昌之会員
    - イ 抱負 副会長推薦候補者 中森 俊久
    - ウ 質疑応答、意見交換
    - エ 決議
- 4 【決議事項】春秋会次年度幹事長の選任
  - (1) 幹事会での審議結果 幹事長 黒田 愛
  - (2) 抱負 候補者 高江 俊名
  - (3) 質疑応答、意見交換
  - (4) 決議
- 5 【各種委員会からの報告】
  - (1) 選考委員会 委員長 黒田 愛
  - (2) 政策委員会 委員長 中森 俊久
  - (3) 研修委員会 委員長 松本 智子
  - (4) 広報委員会 委員長 柳 勝久
  - (5) 親睦委員会 委員長 田村 瞳
  - (6) 若手会 世話役代表 中原 大雄
- 6 全体について質疑応答
- 7 閉会挨拶 副幹事長 河野 雄介

※総会終了後、洋食クラブ EN にて懇親会を開催いたします。

## 第1 会計

### 1 収入(19億円弱)の確保

業務開拓 行政機関、企業への働きかけ 第三者委員会の組織化など

会館運営の適正化(賃貸、業務委託など)

預金資産の運用

会費の免除減額の見直し

負担金会費の公平徴収

- ・破産管財人報酬 官報から情報集約
- ・弁護士会紹介案件 報告書提出の督促
- ・未納者に対するペナルティを検討中

### 2 支出の抑制

大規模修繕 必要性の精査と支出の適正化

会館保守 修繕の在り方の見直し(専門家の登用)

システム運営 専門家の登用

人件費 会務の合理化によって行なう。

### 3 会計の明確化 省力化

5つの特別会計を廃止(一般会計への一元化)

## 第2 会務の合理化

### 1 費用対効果による再検討

運動会の縮小

分野別登録センターの廃止

### 2 事務職員業務の合理化・省力化

議事録作成へのA I活用(試行中)

相談窓口・電話受付時間の短縮(具体化を検討中)

予算要望手続きの前倒し(1月末→12月末)

決裁手続きの簡素化(具体化を検討中)

予算の精緻化(企画時の報酬や実費など各支出基準の合理化・明確化)

### 第3 企画

- 1 選択的夫婦別姓企画 11月8日(土)
- 2 国際刑事裁判所の弁護人のお話 11月10日(月)
- 3 第37回近弁連大会 2025年11月28日(金)  
「訴訟当事者の権利宣言」  
「デジタル消費取引において、取引の公正を維持し、消費者の自律的な選択を確保するために必要な措置を求める決議」  
「国家による究極の人権侵害であるえん罪の防止・救済のための施策を求める決議」  
「障害の有無にかかわらず誰もが地域でともに育ち、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現を求める決議」
- 4 人権擁護活動奨励賞(弁護士向け)「Ben1-アワード」  
受賞団体 アワード2団体 会長特別賞4団体  
授賞式 2026年1月6日(火) 11時35分 新年祝賀会にて
- 5 人権フェスタ 2026年2月14日(土)終日 大阪弁護士会  
大阪弁護士会人権賞(市民向け) 受賞団体 「公益社団法人大阪聴力障害者協会」
- 6 Ben1-キッズ(ジュニア) 小・中・高生とともに人権擁護活動を学ぶ会  
2026年3月14日(土) 午後 弁護士会館2階ホール
- 7 第70回日弁連人権擁護大会 2028年10月 大阪にて開催

### 第4 会長声明 意見書

- 1 大阪府下のすべての地方議会において、再審法改正を求める意見書が採択されたことを受け、改めて、臨時国会での再審法改正を一刻も早く実現することを求める  
会長声明 10月1日発出
- 2 骨太の方針2025を踏まえ、「谷間世代」への一律給付に値する国による是正措置(基金制度)の早期実現を求める会長声明 10月6日発出
- 3 佐賀県警察科学捜査研究所技術職員によるDNA型鑑定での不正行為を強く非難するとともに、再発防止に向けた第三者機関による調査・報告等を求める会長声明  
10月21日発出
- 4 生活保護の障害者加算の過支給問題に関して適切な対応を求める意見書  
11月7日発出

以上

2 / 2

2025年7月吉日

## 2026年度大阪弁護士会会長及び副会長推薦候補者 意見書および意見を聞く会のお知らせ

春秋会 会員 各位

選考委員会 委員長 黒 田 愛

本年5月27日に第1回選考委員会が開催され、次年度（2026年度）会長及び副会長の推薦候補者の届出期間を6月2日から6月9日までとしていましたところ、上記届出期間中において、中井洋恵会員（40期）から大阪弁護士会会長の推薦候補者として立候補の届出が、中森俊久会員（55期）から大阪弁護士会副会長の推薦候補者として立候補の届出がそれぞれあったことについてお知らせしておりました。

このたび、中井洋恵会員及び中森俊久会員から意見書が提出されましたので、お知らせいたします。意見書は以下のURL または春秋会HPにてご覧いただけます。

<https://www.dropbox.com/scl/fo/xbkl5r7plx7ppttbsuhco/AAFithDk-CU5bGA-YsRDqj8?rlkey=uz9fgwpcopy5chpof4hcolls3&st=yiwle3h9&dl=0>



なお、下記のとおり、第2回選考委員会並びに中井洋恵会員及び中森俊久会員の意見を聞く会を開催します。春秋会員であればどなたでもご参加いただけますので、多数の会員にご参加頂きたく、ご案内申し上げます。

### 記

第2回選考委員会 兼 会長及び副会長推薦候補者の意見を聞く会  
日時 7月15日（火）13時00分から14時30分頃まで  
場所 大阪弁護士会館920会議室+Zoom ミーティング

以 上

2025年8月20日

## 2026年度大阪弁護士会

### 会長及び副会長推薦候補者の書面投票結果のご報告

春秋会員 各位

選考委員長 黒 田 愛

会長・副会長候補者推薦について下記のとおり決定しました。

第2回選考委員会兼2026年度大阪弁護士会会長及び副会長推薦候補者から意見を聞く会（2025年（令和7年）7月15日）において、立候補のあった会長推薦候補者中井洋恵会員、副会長推薦候補者中森俊久会員のお話をお聞きした上で、選考委員会として選考委員会規則第11条1項により、投票で推薦を決することとしました。また、中井洋恵選考委員については利害関係者として、会長推薦候補者の決定については投票資格がないものとししました。

同年7月26日（土）から同年8月5日（水）までを推薦の可否に関する書面投票期間とし、8月8日午後6時から黒田愛法律事務所において、選考委員会委員長黒田愛、同副委員長河野雄介、繁松祐行、森山ジェニー、春秋会嘱託弁護士村本健司の立ち会いのもと開票しました。

開票の結果、投票総数・有効投票総数の全員一致でもって、両会員を大阪弁護士会会長及び副会長の推薦候補者として選考することを可とするとの投票結果が得られました。

（選考方法）

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

（略）

5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。

本年12月25日に開催を予定しております春秋会12月総会におきまして、中井洋恵会員を次年度の大阪弁護士会会長に、中森俊久会員を次年度の大阪弁護士会副会長に推薦することの決議を求めるといたします。

以 上

## 臨時選考委員会 議事録

2025年11月19日

選考委員長 黒田 愛

- ・日 時 2025年11月19日（水）午後12時30分～午後2時00分
- ・場 所 大阪弁護士会館904号会議室＋Zoomミーティング

選考委員長は、本委員会の議長となり、開会を宣した。

### 第1 会長・副会長候補推薦の有無を決めることについて

選考委員長は、会長・副会長候補推薦の有無を第1回選考委員会で決議することの是非について、各委員から意見を聞くに先立ち、要旨、次年度以降の大阪弁護士会会長及び副会長候補推薦に係る情勢、及び他会派の選考方法等について説明した。

### 第2 1の件につき、議論・方針の出し方について

各委員から、要旨、以下のとおり意見があった。

#### 1 従来のやり方を是とする意見

- ・春秋会の伝統として、出たい人よりも会として出したい人、自薦よりも他薦でやってきた。まずは具体的な人物名を挙げずに、会長候補者を出す・出さないを決めるというやり方、そして出すと決めたらなんとしてでも適任者を会長候補者として出すというやり方は、ある意味春秋会らしいといえ、かつ、それなりに合理性もあると考える。
- ・会則8条2項には「当会の候補者を推薦することの可否の決定及び当会の推薦候補者の選考を行う」と規定されており、まず「可否の決定」を行い、次に「当会の推薦候補者の選考」を行うことを予定していると読める。
- ・仮に会長を出す・出さないの議論よりも、立候補を先に受け付ける仕組みに変更した場合、立候補した会員に対し「推薦しない」という決議をするのか、或いは

選挙してでも当該会員を会長候補として「推薦する」のか、極めて困難な判断を  
選考委員が迫られることも想定される。

- ・従来、当会の会員や他会派の情勢に通じた幹事長、副幹事長、及び長老らが長時間かけて話し合い、事実上決めてきた。委員の中には次年度会長候補者の顔すら浮かばない若手委員もいることや、選考委員の任期（長くて2年）等を考えると、選考委員に実質的な議論や、選挙してまで会長候補者を出すか否かの決断等を求めるというのは非現実的。そもそもとして選考委員会にそれほどの権限が認められるのかも疑問。
- ・会長を出す・出さないの判断に先立ち、具体的な候補者名が出てしまうと、かえって「出さない」と判断することが困難となると懸念される。
- ・決議事項は次年度の候補推薦の有無に限定するべき。次次年度以降の推薦候補の有無というそんな先の話を、正式な選考委員会の場において決議することに合理性があるか、大いに疑問がある。

## 2 従来のやり方を非とする意見

- ・他会派の情勢や会長候補者適任者等に係る情報が選考委員全員に共有されていない  
第1回選考委員会において、今年は会長候補者を出す・出さないを決めること、及びそのための投票を求められることについて、非常に違和感があるという意見が多数あった。
- ・昨年度も同じ議論をしていたと思う。
- ・他会派の情勢や候補者適任者等にかかる情報について、幹事長（選考委員長）が一番情報を持っている。その幹事長（選考委員長）から「今年は推薦する」或いは「今年は推薦しない」と説明されると、委員としてはそれに従うほかなく、それでは選考委員会は単なる承認機関に成り下がってしまう。
- ・先に選考委員会で「今年は当会として会長を出さない」旨決議された場合、立候補したい人を封じることにならないか。
- ・なんとなく今年は会長候補者を出します・出しませんと当然の如く決まっている、というのはその通りだと思う。春秋会として会長候補者を出す・出さないを議論する時に、例えば今年は他会派が会長候補者を出しそうだとか、（1年おきに当会か

ら会長候補者を出したような場合に) しばらく当会から会長候補者を出すことは難しい等、具体的な情報共有及びこれを踏まえた議論がもっとあって良いと思う。

- ・「可否の決定」と「推薦候補者の選考(会則8条2項)」とを厳密に分けて考える必要はなく、セットで考えるべき。「可否の決定」を行うに先立ち、推薦候補者に係る情報を委員に共有する方が実質的な議論が可能となる。
- ・選考委員会規則は「可否の決定」と「推薦候補者の選考」とを区別して規定していない。選考委員会規則を併せて読めば、会則8条2項は、選考委員会に立候補の届け出を受ける・受けないの判断権限を認める根拠とは必ずしもなり得ない。
- ・従来のやり方が春秋会の伝統を踏襲したやり方、春秋会らしいやり方であったとしても、今の若い会員に馴染んでいないのであれば、やり方を変更することも検討すべきではないか。
- ・選考委員の多数は選挙により選出される。それゆえ選考委員会には重みがあり、権限を限定・縮小すべき合理的理由はない。

### 3 その他意見

- ・上記議論について、以下の4つの論点があると考える。

#### 【論点1】

当会として、他会派の情勢をふまえて、そもそも当該年度に会長を推薦すべきか否かの議論を行う必要があるか。

→必要がない、と考えるのであれば、選考委員会としては、毎年、機械的に、正副会長の選考届出を受け付けることにすればよい。

→ただし、論点4の問題は検討が必要であると思われる。

#### 【論点2】

他会派の情勢をふまえた議論はどこで行うべきか。

→選考委員会で行うのか、幹事会で行うのか、あるいは総会で行うのか。

#### 【論点3】

他会派の情勢をふまえた議論はいつ行うのか。

→年度当初か。

→選考の過程(選考委員会の投票前)で行うのか。

→選考委員会の手続後、総会(9月総会)で行うのか。

→来年度よりも先の議論を前倒しして行い、再来年度の選考もしてしまうのか。  
cf. 森本現会長についての公正会、2027年度についての法友倶楽部の動き

**【論点4】**

選考委員会の「選考」における判断要素は何か。

→選考は、絶対評価ではなく、いわば相対評価であり、他会派の候補者を念頭において選考することも許容されるのか。

→さらに、会派同士の推薦の順番といったいわば政治的な要素も選考の判断要素にしてよいのか。

- ・仮に次次年度以降の推薦候補を決議する場合、当該決議に次年度の選考委員(会)が拘束されるか否かも問題となる。

以上の議論を踏まえ、委員長は、以下の方針を打ち立てた。

- ・第1回選考委員会では、各委員に対し、当会の候補者の氏名、及び他会派の情勢等について情報共有を行い、これらを踏まえて「当会の候補者を推薦することの可否」について議論を行う。
- ・第2回選考委員会において、「当会の候補者を推薦することの可否の決定」を行う。
- ・選考委員会規則の改正の要否及び内容については、正副幹事長会で検討したうえ、次年度委員長に申し送りする。

以上

## 検討メモ

文責：2025年度幹事長 黒田 愛

### 1. 選考委員会規則の改定

春秋会の選考委員会規則に以下の条項を新設して「第7条」とし、以下、1条ずつ繰り下げる。

「選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。選考委員会が大阪弁護士会会長又は同副会長を推薦しないことを決議した場合を除き、第7条乃至第14条に定める手続に基づき推薦候補者の選考を行う。」

### 2. 改定の経緯

- (1) 当会では、毎年度5月頃に開催される第1回目選考委員会において、次年度の大阪弁護士会会長及び同副会長を推薦するか否かを決議し、推薦することが決議されなかった役職（例えば会長）については、選考委員会規則第7条（旧）以下が定める立候補手続を実施しないのが慣例となっていた。
- (2) 前項記載の決議に当たっては、毎年度、春秋会の具体的な立候補者の情報や、他会派からの立候補者の情報が殆どない中で、決議をするのは難しいとの意見が出されていた。また、現行の春秋会規則及び選考委員会規則では、選考委員会が、大阪弁護士会会長及び同副会長を推薦するか否かを決議する権限を有するとの明文の規定を欠いているとの指摘もなされていた。さらに、慣例に従えば、当該年度に会長及び副会長に立候補したい会員がいても、選考委員会が推薦しない決議をしてしまうと、推薦を受ける道が閉ざされ立候補すらできないことになるとの批判もあった。
- (3) 以上の議論状況を踏まえ、2025年度に開催された選考委員会（11月18日の臨時会を含む）での議論を踏まえ、本年度の執行部で協議をし、以下の規則改正を含む施策を提案することにした。

### 3. 規則改正案

別紙の通り

### 4. 運用についての申し送り

例年5月に第1回の選考委員会が開催される。これまでの議論を踏まえると、第1回選考委員会では、春秋会内に候補者がいるか、他の会派から推薦される候補者がいるかどうか等の情勢を共有した上で、第2回選考委員会で「推薦するか否か、もしくはいずれの決議もしないものとするかを、決めることが望ましい。

以上

## 現行の規約集 - 選考委員会規則 -

(任務)

### 第1条

選考委員会は、大阪弁護士会の会長、副会長、その他幹事会が必要と認めた役職（以下「役員」という）について、その役職に相応しい人材を送り出すために、当会の候補者を推薦することの可否を決定し、総会へ推薦する候補者（以下、「推薦候補者」という）を公正に選考することを任務とする。

(構成・任期)

### 第2条

選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

1) 幹事長及び副幹事長

2) 前年度の3月総会で選任された委員

3) 幹事の中から幹事会の決議をもって選出された13名の委員

2 選考委員の任期は、前項1号及び2号については4月1日から、前項3号については選出された日から、いずれも翌年の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の規定にかかわらず、2年度以上連続して選考委員を務めた者は、その翌年度に限り、選考委員となることはできない。ただし、第1項第1号の幹事長及び副幹事長として選考委員となる場合を除く。

4 第7条により、届出のあった者は、選考委員の資格を失う。

(委員の選任方法)

### 第3条

前条第1項第2号の委員（以下「総会選任委員」という。）は、本条に規定する投票によって候補者を選出したうえで、3月総会で選任する。

2 幹事長は、投票に先立ち、会員（次年度幹事長を除く）を期の上から順に50名を目途として組分けし、名簿を作成する。ただし、1つの期が2組に分かれてはならない。

3 幹事長は、投票締切日を全会員に通知するとともに、前項の名簿と投票用紙を配布しなければならない。ただし、通知日と締切日の間は10日以上空けることを要する。

4 会員は、無記名投票により、自己が属する組の内から3名の不完全連記の方法で郵送により投票する。

5 開票は締切日から3日以内に幹事長が行い、各組ごとに得票の多い順に3名を、総会選任委員の候補者と定める。候補者を定めるにあたり、得票数が同一である場合は、幹事長の定める方法による抽選により決する。

6 幹事長は、3月総会において、総会選任委員の選任決議よりも前に、前5項によって定めた候補者を報告しなければならない。

(構成)

### 第4条

選考委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長は、幹事長が就任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に支障がある場合、副委員長の協議により副委員長のうち1名が委員長の職務を代行する。

(招集・議事進行)

第5条

委員長は、必要の都度、委員会を招集する。

2 委員長は委員会を代表し、委員会の議事を執り行う。

(委員会の決議方法)

第6条

選考委員は、他の選考委員を代理人として議決権を行使することができる。

2 選考委員会の決議は、本規則に特別の定めのない限り、選考委員の3分の2以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、出席者の過半数をもって行う。

(選考)

第7条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長それぞれにつき推薦するか否かを決議することができる。選考委員会が大阪弁護士会会長又は同副会長を推薦しないことを決議した場合を除き、選考委員会は、第7条乃至第14条に定める手続に基づき推薦候補者の選考を行う。

…以下、条数を1つずらす。

(届出の方法)

第7条

推薦候補者の選考を受けようとする会員は、希望する役職名及び自己の氏名、所属期、選考を受けたい旨を記載し、署名押印した文書により、委員長に届け出なければならない。

2 他の会員を推薦候補者として推薦する会員は、同人を含む5名の推薦者の署名押印した文書に役職名及び被推薦者の氏名、所属期、推薦をする旨を記載した文書により、被推薦者の承諾書を添えて、委員長に届け出なければならない。

3 選考委員会は、会員から照会のあった場合、届出期間中であっても、前2項による届出の有無と、届け出られた者の氏名を開示しなければならない。

(届出期間の決定)

第8条

選考委員会は、前条第1項及び第2項の届出期間を決定して、速やかに全会員に通知しなければならない。

- 2 前項の期間は、7日以上であることを要する。
- 3 届出は到達をもって発効するものとし、届出期間外の届出は選考の対象としない。

(選考の手續)

第9条

選考委員会は、第7条による届出のあった者（以下「選考対象者」という。）のみについて選考手續を開始する。

- 2 選考委員会は、選考対象者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。
- 3 前項の意見陳述については、会員に傍聴の機会を与えなければならない。
- 4 選考委員会は、意見書の提出、調査など選考のため必要があると考えられる手續を適宜とることができる。
- 5 総会選任委員は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者の選考にあたり、第3条第2項の自己が属する組の各期幹事から意見を聴取し、各期の意見をできるだけ把握するように努めなければならない。

(推薦候補者の選考人数)

第10条

選考委員会は、大阪弁護士会会長及び同副会長の推薦候補者として、選考対象者の中から各1名を選考する。ただし、幹事会の付託があった場合、同副会長について複数名の推薦候補者を選考する。

- 2 選考委員会は、前項の他、幹事会から付託された役職及び人数につき、選考対象者の中から推薦候補者を選考する。

(選考方法)

第11条

大阪弁護士会会長の推薦候補者の選考は、投票期間を定めた上で、単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得票した者を選考する。

- 2 前項において過半数の得票者がない場合には、再度前項に基づく投票を行い、有効投票数の過半数を得票した者を推薦候補者とする。ただし、3名以上の届出者があるときには、再度の投票は、上位2名についてのみ行う。
- 3 前項による再度の投票によって、得票数が同数となった場合には、抽選等適正な手續によって選考する。
- 4 第1項の選考において、選考対象者が1名の場合、出席委員の3分の2以上の賛成があれば、無記名投票以外の簡易な方法で決定することができる。
- 5 大阪弁護士会副会長の推薦候補者として1名を選考する場合の選考は、前4項の方法による。
- 6 大阪弁護士会副会長の推薦候補者を複数名選考する場合並びに同会長及び同副会長以外の役職の推薦候補者を選考する場合には、適宜、適正な選考方法をとる。

(直接選挙)

第12条

選考委員の過半数が本人出席し、その3分の2以上の多数の決議があれば、推薦候補者の選出方法を直接選挙にすることができる。

2 直接選挙は、別に定める直接選挙規則に従って行う。

(再度の選考)

#### 第13条

選考委員会の選考によって推薦候補者となった者が、辞退又は事故等により、選考対象の役員に就任できないことが明らかになった場合は、選考委員会は、第6条ないし前条の手続により、新たな推薦候補者を選考する。この場合、第8条に規定する期間を短縮することができる。

2 選考手続の終了の如何にかかわらず、特別の事情がある場合は、選考委員会の決議により、推薦候補者の増員をすることができる。この場合の推薦候補者の選考手続は、前項の例による。

(選挙運動)

#### 第14条

全ての会員は、推薦候補者の選考につき、以下を除き、選挙運動をすることができない。ただし、選考委員会が大阪弁護士会選挙規程に違反しない限度で決議した場合は、この限りでない。

- 1) 第7条2項の推薦に必要な行為
- 2) 第9条2項に基づく意見陳述
- 3) 第9条4項に基づく意見書の提出
- 4) 若手会による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表
- 5) 選考委員会の求めに基づく同期又は複数期の会員による意見交換のための会合の開催及び当該会合における選考を受けようとする者が行う意見発表

2 選考委員会は、前項各号に掲げる事項の実施に関し、選挙の公正を保つための条件を定めることができる。

(将来の役員に関する討議)

第15条 選考委員会は、将来の役員について、その役職に相応しい人材を送り出すために討議し、幹事長ないし次期選考委員会にその討議の経過を申し送ることができる。

2020年3月27日 改正

2024年3月26日 改正

## 【春秋会会則】

(名称)

### 第1条

当会は、春秋会と称する。

(目的)

### 第2条

当会は、弁護士及び弁護士会の社会的使命を深く自覚しつつ、会員相互の親睦と研鑽をはかるとともに、大阪弁護士会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(会員)

### 第3条

当会の会員は、大阪弁護士会の会員に限る。

(総会)

### 第4条

当会は、毎年9月、12月及び3月に定時総会を開催する。

2 当会は、必要の都度、臨時総会を開催する。

3 総会は、幹事会の決議を経て幹事長が招集する。

4 総会を招集するには、総会の日より5日前までに、会員に対し、会議の目的たる事項を記載した通知を発しなければならない。ただし、総会で会議の延期続行の決議をしたときは、あらためて通知を発することを要しない。

5 会員は、総会の議事と映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「通信システム」という。）により、総会の審議、討論及び採決に加わること（以下「出席」という。）ができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。

6 総会の議長は、幹事長又は幹事長が指名した者があたる。

7 会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事会は、決議により、本項により代理人となりうる会員から、第4条5項により出席する会員を除くことができる。

8 会員は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識できない方式で、電子計算機による情報処理の用に供される方法（以下「電磁的方法」という。）、またはファックスにより提出することができる。ただし、幹事会が別途決議した場合、この限りでない。

9 総会の決議は、会員の5分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む）、その過半数をもってする。

10 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 1) 会則の変更
- 2) 会員の除名
- 3) 解散
- 4) 規則の制定及びその変更
- 5) 幹事の選任
- 6) 会費の額の変更
- 7) 決算の承認
- 8) **大阪弁護士会の会長及び副会長の候補者の推薦**
- 9) その他幹事会が総会で決議することを適当とした事項
- 11 総会の議事は議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。

(幹事)

#### 第5条

幹事は、幹事長、副幹事長、全期幹事及び各期幹事からなる。

2 幹事長は前年度の12月総会での決議によって選任し、その余の幹事は前年度の3月総会での決議によって選任する。ただし、やむを得ない場合は、幹事会において幹事を選任することができる。この場合、その後開催する総会で承認の決議を経なければならない。

3 幹事長は幹事会が推薦した者から選任する。

4 副幹事長は6名とし、全期幹事は10名以内とし、いずれも、次年度幹事長に選任された者が推薦した者から選任する。

5 各期幹事は、各期幹事として推薦された者から選任する。推薦の方法は細則で定める。

6 幹事の任期は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。ただし、新たな幹事が選任されるまでは、なおその権利義務を有する。

7 各期幹事は、会員の春秋会運営に関する意見、大阪弁護士会の役員推薦に関する意見等を把握するため、毎年1回各期会を開催するよう努めなければならない。

(幹事会)

第6条 幹事会は幹事で組織する。

2 定時幹事会は、毎月1回開催する。

3 臨時幹事会は、必要の都度、随時開催する。

4 幹事会は幹事長が招集し、その議長は幹事長又は幹事長が指名した者があたる。

5 幹事長が認めた場合、幹事は、通信システムにより、幹事会に出席することができる。

6 幹事は、他の会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、当該幹事は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。ただし、幹事長は、本項により代理人となりうる会員から、第5条5項により出席する会員を除くことができる。

7 幹事長が認めた場合、幹事は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法、またはファックスにより提供することができる。

8 幹事会の決議は、幹事の3分の1以上が出席し（前項の代理出席を含む。）、その過半数をもってする。

9 幹事会は、次に掲げる事項について決議する。但し、第4条8項（総会決議事項）及び第8条3項（選考委員会決議事項）の各事項を除く。

1) 総会の開催

2) 次年度幹事長の推薦

3) 細則の制定及び変更

4) 予算の承認

5) 特別委員会の設置

6) 新入会員入会の承認

7) 会費の免除

8) 大阪弁護士会の役職のうち、**会長・副会長**以外の役職についての、選考委員会に対する候補者推薦の付託

9) 総会の決議又は規則により幹事会が決定すべきこととされた事項

10) 総会決議の付託

11) その他の重要な会務に関する事項

10 各期幹事は、幹事会が決議すべき事項のうち、幹事会が会員の意見を確認することを必要と決議した事項については、あらかじめ、その所属期の会員の意見を聞かなければならない。

11 幹事会の議事は、議事録を作成し、ウェブサイトへの掲載等適宜の方法を用いて会員に公開する。

（幹事長及び副幹事長）

#### 第7条

幹事長は、当会を代表し、総会及び幹事会の決議に従って会務を執行する。

2 前項のほか、幹事長は、第4条10項、第6条9項及び第8条2項の各事項を除く会務を決定し、執行する。

3 幹事長は幹事会を招集する。

4 副幹事長は幹事長を補佐する。

5 幹事長が欠けたとき又は差支えがあるときは、副幹事長の協議により副幹事長のうち1名が幹事長の職務を代行する。

（選考委員会）

#### 第8条

当会は、選考委員会を設置する。

2 **選考委員会は、大阪弁護士会会長及び副会長ならびに幹事会が必要と認めた役職について、当会の候補者を推薦することの可否の決定及び当会の推薦候補者の選考を行う。**

3 選考委員会の組織、構成及び運営方法は、規則で定める。

(各種委員会)

#### 第9条

当会は、常設委員会として、政策委員会、研修委員会、親睦委員会及び広報委員会を設置するほか、幹事会の決議によって特別委員会を設置することができる（以下、常設委員会と特別委員会をあわせて「各種委員会」という。）。

- 2 幹事長の統轄の下に、政策委員会は政策形成を、研修委員会は研修を、親睦委員会は親睦事業を、広報委員会は広報を、それぞれ行う。
- 3 各種委員会の組織、構成及び運営方法は、細則で定める。

(若手会)

#### 第10条

当会に若手会を設置する。

- 2 若手会は、司法修習終了後10年経過後最初の3月末日を迎えるまでの会員をもって構成する。
- 3 若手会の組織及び運営方法は、細則で定める。

(入退会・除名)

#### 第11条

入会を望むものは、幹事長に届け出た後、幹事会の承認決議により、入会することができる。

- 2 会員は、幹事長に届け出ることによって、退会することができる。
- 3 当会の品位を著しく傷つけた者、又は、当会の秩序を破壊することにより、当会の適正な運営を著しく困難ならしめた者は、総会の決議により除名することができる。

(会費)

#### 第12条

会員は会費を納めなければならない。

- 2 会費の額、支払時期等の詳細については、規則で定める。

(慶弔)

#### 第13条

会員の慶弔に関して当会が行う事項は、「慶弔規則」に定めるところによる。

(嘱託弁護士)

#### 第14条

当会は、会員の中から、幹事長の選任により、嘱託弁護士を置くことができる。

- 2 嘱託弁護士の職務や待遇については、規則で定める。

(規則及び細則)

#### 第15条

会則に定めのない事項及び会則の実施に関する具体的事項については、別に、規則及び細則を定めることができる。

(年度)

第16条

当会の年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(通知の方法)

第17条

本会則に基づく通知は、ファックス又はEメールによって行う。

(付則)

- 1 本会則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 第5条所定の全期幹事は、2014年度から選任する。

2019年12月16日改正

2023年3月27日改正

2024年9月25日改正

## 政策委員会（12月総会）

政策委員長 中 森 俊 久

### 1 春秋会への新入会員の委員

林千賀子会員（58期）、山田侑佳会員（77期）、谷口真由会員（77期）

### 2 シンポジウム

#### (1)第1回企画（講師:安里和晃准教授、三木幸美さん）

テーマ：外国人労働者問題、7月4日（金）、参加者約50名

#### (2)第2回企画（講師：曾我部真裕教授、中井洋恵会員）

テーマ：憲法21条とSNS関係、10月20日（月）、参加者約180名

詳細については政策誌の第2部で報告

### 3 意見交換会企画

弁護士会の委員会活動、弁護士の経済的基盤・健康の維持、弁護士会の財政について等、若手、中堅、ベテラン含めて率直に語り合う企画

来年2月5日（木）午後6時～開催予定

### 3 政策誌の発刊（12月24日）

第1回）5月19日 刑事司法問題 山口昌之会員、川崎拓也会員

第2回）6月3日 大阪弁護士会の財務問題 松井淑子会員

第3回）6月30日 高経年マンションの諸問題 針原祥次弁護士（友新会）

第4回）7月22日 空き家対策の問題 東尚吾会員

第5回）8月1日 会員サポート 嶋津裕介弁護士（友新会）

第6回）8月7日 企業の不祥事をめぐる問題 由良尚文会員

第7回）9月3日 災害とADRについて

繁松祐行会員、黒田愛会員

第8回）9月9日 法律相談センター・法テラス

辻村幸宏弁護士（法友倶楽部）、岩本朗会員

第9回）9月25日 子どもの権利保障の現状と課題 小西智子弁護士（友新会）

第10回）10月 成年後見をめぐる動き 青木佳史会員

## 2025年度12月までの活動報告

## 研修委員会

令和7年12月25日

研修委員長 松本 智子

## 1 実施済み

実施日／テーマ	内容	参加人数
2025年6月4日(水) ビジネスマナー研修 ～ある新人弁護士の1日をとおして～ 講師：坂本暁生氏	大阪弁護士会会議室において、ソニー生命株式会社の坂本暁生氏をお招きし、ビジネスマナーの基本、活かし方、実践例をお話いただきました。	25名
2025年10月15日(水) 春秋の日 弁護士と市長の視点から見る行政への関わり方 講師：三橋和史香芝市長	Sumile Osakaにて、奈良県香芝市長三橋和史弁護士から、市長と弁護士の兼務、それぞれの視点からの行政への関わり方等をお話いただきました。	26名
2025年11月17日(月) 会計のいろは 決算書の読み方 講師：新川大祐会計士 野村祥子弁護士 松本智子弁護士	弁護士が苦手としやすい会計・決算書について、公認会計士、倒産事件の経験豊富な弁護士をお招きして、決算書の読み方を学びました。	46名(会場20名、ウェブ26名)
2025年12月3日(水) 10年後も選ばれる弁護士になるキャリア戦略 講師：中井洋恵弁護士 中森俊久弁護士 繁松祐行弁護士	春秋会推薦の大阪弁護士会会長候補予定者の中井洋恵弁護士、同副会長候補予定者の中森俊久弁護士から、これまでのキャリア、日ごろの弁護士業務から感じていることなどをお聞きしました。	25名

## 2 実施予定

実施予定日／テーマ	企画	募集人数 (予定)
来年度冒頭の研修 ※春秋会登録前に、無所属 にならず春秋会に入会して もらう動機になるような研 修をしてはどうか。	これだけは知っておきたい ビジネスマナー／ヒヤリハット	

以上

春秋会広報委員会 活動報告（12月25日総会）

2025年12月25日  
広報委員長 柳勝久

1 会報113号（秋号）

2025年9月26日発行

- 10周年、40周年
- 新人紹介
- 政策委員会シンポ（公益通報）
- 広報委員会企画（奄美大島を舞台とした生態系確保）

2 会報114号（春号）

2026年3月末発刊予定

- 副会長退任挨拶、会長・副会長就任挨拶
- 新会長・副会長応援原稿
- 広報委員会企画（能登の現状）
- 現執行部退任挨拶、新執行部就任挨拶

3 ニュースレター

5月、7月、9月、11月発刊済み。1月、3月発刊予定。

4 HP更新

正式リリース前ページ

<https://g-one.xsrv.jp/shunjukai-test/>

- セキュリティレベルアップ（https化）
- コンテンツの会員によるタイムリーな更新（規約、書式、名簿）
- 会報のアップ・年度更新を会員により作業可能
- スマホ対応

以上

## 【新HPデザインイメージ】



## 令和7年度 親睦委員会報告（12月総会）

令和7年12月25日

親睦委員長：田村 瞳

## 第1 実施企画

## 1 新人歓迎会 参加人数：62名

実施日：5月27日（火）

会場：大阪府大阪市北区堂島浜1-3-23

ラグナヴェール大阪

内容：今年の新人歓迎会は、20名と非常に多くの新入会員の先生方が参加して下さいました。新入会員の先生方には、予めアンケートを記載して頂き、アンケートに沿って司会から質問し回答頂くという形で様々な趣味や特技、ご自身のエピソード等について面白く話して頂き、大変盛り上がりました。続いて、河野豊先生、中井洋恵先生よりご挨拶を頂戴し、春秋会の活動について、歴史も踏まえながら詳しくお話し頂き、今後弁護士として活動される新入会員の先生方に向けて温かなメッセージを頂きました。新人歓迎会単独で開催されるのは、ここ数年では初めての試みとなりますが、沢山の先生方にご参加頂き、おかげさまで盛会となりました。

## 2 ジャズ鑑賞&amp;グルメはしご酒 参加人数：16名

実施日：7月27日（日） 二部制①17時～

②18時～

内容：ワインショップ「[Salvis Wine & Records]」（大阪府大阪市北区天満3丁目3-18 順源ビル1F）でワインを嗜みながらジャズ鑑賞した後、おすすめグルメ店ではしご酒。ジャズ鑑賞中には演者と一緒に歌いだす先生も現れました。ほろ酔いの状態のまま皆で次の店に向うのも楽しく、素敵な夜となりました。

利用店舗：①大阪府大阪市北区天満3丁目3-18 順源ビル1F

ワインショップ「[Salvis Wine &amp; Records]」

②大阪府大阪市北区松ヶ枝町7-7

からあげのハナサカ

③大阪府大阪市北区天満4丁目16-5

日本酒 福

## 3 春秋会サマーフェス（若手会共催） 参加人数：65名

実施日：8月28日（木） 19時～

会 場：大阪市中央区千日前2-7-16  
鳥よし本店

内 容：今年のコンセプトは「夏祭り」で、鳥よし本店という昭和な雰囲気の中で実施し、「夏っばい」服装で来て下さった方にはリーガリユージュエリー×和柄のうちわをお渡しするという触れ込みで、フェス当日には沢山の先生方がTシャツ、アロハ、浴衣、阪神タイガースのユニフォーム、虫取り少年などなど、夏っばい服で参加して下さい、夏祭りの雰囲気を盛り上げて下さいました。フェス前半には新たに入会される先生から自己紹介を頂き、中盤では西田先生の名司会によるジェスチャーゲームもりに盛り上がり、最後の有志の先生方による出し物「We are the world」では、親睦委員やベテランの先生が突然歌いだし、最後にはマイケルジャクソンやシンディローパーまで飛び出して、めちゃくちゃ面白かったと言って頂き、おかげさまで盛会となりました。

#### 4 地引網体験&BBQ企画 参加人数：53名

実施日：10月11日（土） 11時～

会 場：大阪府阪南市箱作3346  
箱作海水浴場（下荘漁協共同組合）

内 容：参加者が地引網のロープを引き、魚を捕獲。サメ、エイ、タコなど珍しいものも網にかかるかも！？その後のBBQで、地引網でとれた魚などをその場でさばいてもらい、堪能する企画。開始時間前に雨が降りだし、実施が危ぶまれましたが、開始時間になるとキレイな青空に。参加者みんなでせーのど引張った網からものすごい大量の（いや大漁の）魚が上がって子ども達は大喜び。スーパーの切り身ばかり見慣れている大人達も大喜び。その後、BBQを実施し、沢山の肉や野菜と共に先程の魚も焼いて美味しく食べました。船釣りが趣味という頼もしい先生が沢山の魚を手際よく捌いて下さり、沢山の魚たちはBBQでの焼き魚をはじめとして、他にも刺身、煮魚となりました。意外にも刺身が子ども達に大人気で大人と競って食べていました。様々な年齢層の人が参加してくださった為、色んな世代間での交流も深まり、とても良い企画となりました。

#### 5 新人歓迎旅行 参加人数：35名

実施日：令和7年11月1日（土）、11月2日（日）

場 所：熊本県天草市

内 容：チャーターバスで移動し、効率よく天草の観光スポットをめぐる。

お昼は天草のグルメと観光をお楽しみいただき、夜はオーシャンビューのリゾートホテル「アレグリアガーデンズ天草」でゆっくりと寛いで頂

き、1泊2日で天草を存分に堪能していただく旅行。初日のイルカウォッチングが天候不良で翌日に変更になったことにより、2日目は詰まったスケジュールとなり参加者の先生方にご迷惑をお掛けしましたが、無事に全ての旅程を終えました。天草四郎ミュージアムで「島原・天草一揆」の歴史的背景を学んだり、隠れキリシタンの信仰の様子が残されているロザリオ館で「マリア観音」や重要文化財「経消しの壺」を見たり、宣教師が建てた美しい教会を訪れることで、天草の生の歴史に触れることが出来ました。イルカウォッチングについては2日目に変更したかいたがあり、無事に会うことが出来ました。沢山のイルカが船と並んで泳いでくれてとても可愛らしかったです。また、親睦委員の先生が頑張ってくれたおかげで道中のバスレクリエーションや懇親会のクイズも盛り上がりました。特に全員参加型の「ダービークイズ」は、後から何人もの先生に「あれ誰が考えたん」と聞かれるほど好評でした。

## 6 ワインの夕べ 参加人数：41名

実施日：令和7年12月4日（木） 19時～

会場：大阪府大阪市北区中之島5丁目3-68 リーガロイヤルホテル（大阪）  
ウエストウイング1F リモネ

内容：名物ソムリエ岡さんからワインについてのレクチャーやクイズを提供して頂き、おいしい食事とともにワインを楽しむ例年の人気企画。

日本ソムリエ協会名誉会長であり、リーガロイヤルホテルのマスターソムリエである岡昌治さんが厳選したワインとそれにあうお料理を頂きながらゆったりとした時間を過ごしました。ワインはスパークリング、白2つ、赤2つが料理に合わせて出される形で、一つ一つのワインについて岡さん自ら解説して下さるので、より美味しく頂くことができました。岡さんが事前に考えて下さったワインクイズも大いに盛り上がり、賞品のワインをゲットした方々は早めのクリスマスプレゼントだと喜んでいらっしゃいました。

## 第2 今度実施予定の企画

### 1 当選祝賀会&新年会

実施日：令和8年1月30日（金）19時～（18時30分受付開始）

会場：ラグナヴェール大阪（〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-3-23）

ぜひ皆様以下のQRコード読み取りもしくはURLにてお申し込みください！



<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfziOCx5yxifnqDGuTm3yMD-7gbZ9gd32efEg46dvjpeqLG9g/viewform?usp=header>

## 2 ゲーム企画

実施予定日：令和8年3月5日（木）17時～開始（予定）

会場：選定中

内容：全員が探偵となり、協力しながら事件の真相を解き明かす…！

はたして貴方は名探偵になるのか、それとも迷探偵になるのか…？！

（※お酒などを飲みながらみんなで気軽にできる謎解きゲーム企画です）

## 第3 委員長の感想

今年度は、もともと昨年まで親睦委員会を盛り上げて下さっていた親睦委員の先生方と、奥津親睦の時に委員をして下さっていた先生方が合流した形だったのですが、今やそのことを意識することもなくなりました。自分も楽しみ、皆にも楽しんでもらうというマインドを持っている頼もしい先生方ばかりで、毎回委員会会議も懇親会も沢山の先生が参加して下さいます。意外にも、委員会会議では、「どうやったら参加してくれる方に楽しんでもらえるか」ということをみんなで真剣に話し合っております。

10月の地引網&BBQ企画、11月の新人歓迎旅行、12月のワインの夕べと怒涛のイベントラッシュが終わり、残りの企画もあとわずかとなりました。1月30日（金）の当選祝賀会兼新年会は、とてもおめでたい日ですのでぜひ皆様ご参加ください。引き続き、親睦委員一同頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上

2025年度若手会 12月総会報告書

2025年12月25日

1 今期若手会の運営方針

(1) 方針

若手会じゃないとできないことを行う

①独自企画：若手会にしかできない方法とテーマで実施

②恒例企画：共催企画を積極的に推進。若手会内の集客対応

(2) 今期独自の取り組み

公式LINEアカウントの導入：団体運営において、集客力UPが肝要と判断

⇒65名登録（対象者130名程度・69期以下）

独自企画

⇒リーガルテック企業と共催する企画等実施

(3) その他補足事項

各委員会の動きが本格化する前に活発な動きを実行

⇒新人会員の確保の狙い

2 9月総会以降の企画について

(1) 開催済み企画

浦先生破産研修：10月9日（木）第2回

14名参加

プロバレーボール観戦企画：10月24日（金）

6名参加

(2) 今後の企画

営業スキル研修（仮題）：2月10日（火）

若手会対抗ゴルフ：3月14日（土）

## 中森俊久弁護士推薦の言葉

2025年12月25日

弁護士 山下 潔

1 中森弁護士は子供の権利委員会委員長をされました。ナイーブな心の持ち主であり他人の意見をどんどん吸収して伸びしろの多い人であることです。ですから、他人の人との関係で万全を期することができます。

2 私は約15年近く中森弁護士にあう機会と場が多くありました。2つ申し上げたいと思います。

1つは、中森弁護士は負けること覚悟で70年にわたり苦吟を重ねてきた森永ヒ素ミルク中毒事件の被害者の損害賠償事件の弁護団の事務局長をしてこられたことです。理解が早くバランスがあるからです。(2022年5月から現在に至るまで3年間闘ってきました。)

2つは、中森弁護士が自覚と誇りをもって弁護士1条を維持し継続することを唱えられていることです。春秋会という団体の核を導くことになります。弁護士法1条の維持推進は日本国憲法13条、国際人権規約における人間の尊厳の尊重、確保という世界に普遍的権利につながります。中森先生が今回はじめて強調されました。

3 中井会長とペアを組んで春秋会ならではの良さを発揮してください。

4 春秋会におねがいしたいことは広報活動を充実することです。機関誌が全員のものになっていないことです。9期から25期までの期の人には一律に配布できないのでしょうか。